

都道府県基準の策定状況一覧（令和8年9月末時点）①

■ 35道府県が都道府県基準を策定。

地方	都道府県名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
北海道	北海道	○	○	○	○	○	○
東北	青森県	○	○				
	岩手県	○	○				
	宮城県	○	○	○	○	○	○
	秋田県	○	○	○			
	山形県	○	○	○	○	○	
	福島県	○	○				
関東	茨城県	○	○			○	
	栃木県	○	○	○	○	○	
	群馬県	○					
	埼玉県	○					
	千葉県	○	○				
	神奈川県	○					
	長野県	○					
北陸	新潟県	○	○	○	○	○	
	富山県	○	○	○		○	
	福井県	○	○	○		○	
東海	愛知県	○	○				
	三重県	○					

都道府県基準の策定状況一覧（令和8年9月末時点）②

地方	都道府県名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
近畿	滋賀県	○					
	京都府	○	○				
	大阪府	○					
中国	岡山県	○	○	○		○	
	広島県	○		○		○	
	山口県	○					
四国	徳島県	○					
	香川県	○					
	愛媛県	○	○	○		○	
	高知県	○	○	○		○	
九州	福岡県	○	○			○	
	長崎県	○	○				
	熊本県	○	○				
	大分県	○	○				
	宮崎県	○	○			○	
	鹿児島県	○	○				
計		35	24	12	5	14	2

促進区域の設定状況一覧（令和8年9月末時点）①

■ 94市町村が促進区域を設定。

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
北海道	北海道 石狩市	○					
	北海道 当別町	○		○		○	○
	北海道 知内町	○	○				
	北海道 八雲町	○					
	北海道 江差町	○	○				
	北海道 せたな町	○	○				
	北海道 美幌町	○					○
	北海道 大空町	○	○				
	北海道 洞爺湖町	○		○	○		○
	北海道 土幌町	○					
	北海道 鹿追町	○				○	
	北海道 幕別町	○					
	北海道 浦幌町	○					
	北海道 釧路町	○					
	北海道 厚岸町	○				○	
	北海道 羅臼町	○					○
東北	青森県 東北町	○					
	岩手県 宮古市	○					
	岩手県 紫波町	○					
	岩手県 洋野町	○					
	岩手県 一戸町	○					
	秋田県 鹿角市	○					
	福島県 浪江町	○	○				

促進区域の設定状況一覧（令和8年9月末時点）②

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
関東	栃木県 宇都宮市	○					
	栃木県 日光市	○		○			○
	栃木県 那須塩原市	○		○		○	○
	埼玉県 さいたま市	○					
	埼玉県 所沢市	○					
	埼玉県 加須市	○					
	埼玉県 入間市	○					
	千葉県 市川市	○					
	千葉県 匝瑳市	○					
	東京都 大島町	○	○		○		○
	神奈川県 鎌倉市	○					
	神奈川県 小田原市	○					
	神奈川県 厚木市	○					
	長野県 箕輪町	○					
	長野県 南箕輪村	○					
	長野県 宮田村	○					
	長野県 飯綱町	○					
北陸	新潟県 長岡市	○					
	新潟県 佐渡市	○		○		○	
	富山県 富山市	○					
	富山県 氷見市	○					
	富山県 小矢部市	○					
	福井県 坂井市	○					

促進区域の設定状況一覧（令和8年9月末時点）③

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
東海	岐阜県 恵那市	○					
	静岡県 磐田市	○					
	静岡県 函南町	○					
	愛知県 岡崎市	○					
	愛知県 稲沢市	○					
近畿	滋賀県 長浜市	○					
	滋賀県 草津市	○					
	滋賀県 湖南市	○					
	滋賀県 米原市	○					
	京都府 福知山市	○					
	京都府 綾部市	○					
	京都府 亀岡市	○					
	京都府 京丹後市	○					
	大阪府 大阪市	○					○
	兵庫県 加西市	○					
	奈良県 奈良市	○					
	奈良県 田原本町	○					
	和歌山県 日高川町	○					
中国	島根県 美郷町	○					
	岡山県 瀬戸内市	○					
	岡山県 赤磐市	○					
	広島県 東広島市	○					
四国	徳島県 阿南市	○					
	愛媛県 松山市	○					
	愛媛県 久万高原町	○		○		○	

促進区域の設定状況一覧（令和8年9月末時点）④

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
九州	福岡県 福岡市	○					
	福岡県 うきは市	○				○	
	福岡県 篠栗町	○		○			
	福岡県 須恵町	○					
	福岡県 大木町	○					
	佐賀県 唐津市	○	○	○		○	
	熊本県 熊本市	○					
	熊本県 玉名市	○					
	熊本県 山鹿市	○					
	熊本県 菊池市	○					
	熊本県 宇土市	○					
	熊本県 合志市	○					
	熊本県 美里町	○					
	熊本県 長洲町	○					
	熊本県 益城町	○					
	熊本県 甲佐町	○					
	熊本県 山江村	○		○			
	熊本県 球磨村		○				
	宮崎県 串間市	○					
	鹿児島県 鹿屋市	○					○
	鹿児島県 霧島市	○					
	鹿児島県 長島町	○					
	鹿児島県 知名町	○					
計		93	8	9	2	8	9

促進区域の設定状況（令和8年9月末時点）北海道地方



《北海道地方》

北海道石狩市（太陽光）

- ・石狩市中心核における5の公共施設と、太陽光発電の導入可能性調査を実施した25の公共施設

北海道当別町（太陽光、中小水力、バイオマス、地中熱、雪氷熱、下水熱、バイオマス熱利用）

- ・国及び道の基準において「促進区域に含めることが適切ではない区域（主に農業振興地域、地域森林計画対象森林及び保安林）」を除く区域

北海道知内町（太陽光、風力）

- 風力：ゾーニングによる促進エリア
- 太陽光：ゾーニングによる促進エリア

北海道八雲町（太陽光）

- ・町有施設群及び町有地（促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（道の答申案）を除く）
- ※事業者からの提案による個々のプロジェクトの予定地は、個別に区域として設定することを含めて検討

北海道江差町（太陽光、風力）

- 風力：ゾーニングによる促進エリア
- 太陽光：ゾーニングによる促進エリア

北海道せたな町（太陽光、風力）

- 風力：ゾーニングによる促進エリア及び調整エリア
- 太陽光：ゾーニングによる促進エリア及び調整エリア（ただし、農用地は除く）、町が所有する公共施設の屋根、町が所有する土地、町内の住宅等の屋根

北海道美幌町（太陽光、バイオマス熱利用）

- ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画における「居住誘導区域」、「工業地域」

北海道大空町（太陽光、風力）

- ・太陽光：ゾーニングマップにおける促進エリア及び調整エリア
- ・風力：ゾーニングマップにおける調整エリア

北海道洞爺湖町（太陽光、中小水力、地熱、地中熱、雪冷熱、温泉排湯熱利用）

- ・「虻田地区」「洞爺地区」「温泉地区」のうち、国及び道の基準において促進区域に含めることが適切ではない区域及びその他町が条例などによって規制する区域を除く区域

北海道士幌町（太陽光）

- ・ゾーニングマップにおける促進エリア及び調整エリアのうち、公共施設用地、温対法における特定事業所地、その他エネルギー使用量が高い事業所地

北海道鹿追町（太陽光、バイオマス）

- ①役場周辺エリア、②瓜幕エリア、③然別湖エリア、④エネルギー供給エリア、⑤その他の公共施設群、⑥重点対策群

北海道幕別町（太陽光）

- 太陽光（小規模）：公共施設、学校、福祉施設、医療機関、市街化区域用途地域（住居系・商業系区域、工業系区域）※の屋根上設置 ※忠類地区においては市街地
- 太陽光（大規模）：地域森林計画対象外の森林もしくは保安林対象外の町有林

北海道浦幌町（太陽光）

- ・中心市街地における構造物の屋根並びに駐車場など

促進区域の設定状況（令和8年9月末時点）北海道・東北・関東地方



《北海道地方》

北海道釧路町（太陽光）

- ・「釧路町再エネ導入促進エリア設定ゾーニングマップ」に基づき、小規模太陽光（自家消費型）、大規模太陽光（売電型）の2つに分けてそれぞれ設定

北海道厚岸町（太陽光、バイオマス）

- ・小規模太陽光が設置可能な、建物、住居、農地が多くあるエリア（太陽光）
- ・木質バイオマスボイラー、ペレットストーブの導入が可能であり、熱利用需要のあるエリア（バイオマス）

北海道羅臼町（太陽光、熱利用）

太陽光（小規模）：町内全域の既存建物の屋根上

太陽光（大規模）：道の駅知床らうす（屋根上・駐車場）、羅臼町役場（駐車場）、羅臼漁港（屋根上）、羅臼小学校（屋根上・駐車場）、峯浜酪農地区

熱利用：既存の温泉水送水管の周辺や今後温泉水送水管の整備・利用を検討しているエリア

《東北地方》

青森県東北町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根の上および未利用地
- ・一般住宅や民間施設の屋根の上および敷地内

岩手県宮古市（太陽光）

- ・田老地区市有地、田老地区夜間連系太陽光発電事業用地、向町地区市有地

岩手県紫波町（太陽光）

- ・公共施設、住宅及び住宅以外の建築物の屋根上

岩手県洋野町（太陽光）

- ・洋野町地域再エネ導入戦略（促進区域設定を見据えた再エネゾーニング）の太陽光発電ゾーニングマップにおける導入促進エリア

岩手県一戸町（太陽光）

- ・町有地、町施設
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合には、個別に区域として設定することを検討

秋田県鹿角市（太陽光）

- ・国及び県の基準において「促進区域に含めることが適切ではない区域」、市景観計画の「大湯環状列石重点地域」及び農地を除く遊休地

福島県浪江町（太陽光、風力）

- ・町が所有する公共施設
- ・請戸地区防災集団移転元地における新産業誘致エリア
- ・浪江駅周辺整備事業計画区域
- ・藤橋産業団地、南産業団地、北産業団地、棚塩産業団地、棚塩RE100産業団地

《関東地方》

栃木県宇都宮市（太陽光）

- ・市街化区域、市街化調整区域の地区計画が活用可能なエリア（電力需要のある敷地内の建物、構造物の屋根面等）、市有施設の屋根面等

栃木県日光市（太陽光、中小水力、温泉熱）

- ・ゾーニングマップにおける保全エリアと国・県基準における「促進区域に含めることが適切でない区域」を除いた市域・農地

促進区域の設定状況（令和8年9月末時点） 関東地方



《関東地方》

栃木県那須塩原市（太陽光、水力、バイオマス、温泉熱）

- ・市全域
- ※国及び県の基準において促進区域に含めることが適切でない区域を除く
- ※事業者及び市民等からの提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

埼玉県さいたま市（太陽光）

- ・大宮・さいたま新都心を中心に設定
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

埼玉県所沢市（太陽光）

- ・市街化区域
- ※土砂災害警戒区域や県立自然公園、農用地区域、近郊緑地保全区域等は除外
- ※促進区域外であっても促進事業の提案が行われた場合は、優良な農地の維持や森林等の保全に支障がない範囲で個別に検討

埼玉県加須市（太陽光）

- ・市全域
- ※国及び県の基準において促進区域に含めることが適切でない区域を除く

埼玉県入間市（太陽光）

- ・市有公共施設
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

千葉県市川市（太陽光）

- ・市有施設の屋根・敷地
- ・事業提案を受けた区域

千葉県匝瑳市（太陽光）

- ・豊和・椿海地区のうち大字大寺、飯塚、米持、内山、春海、豊栄地区のうち大字飯倉、中央地区のうち大字八日市場口、八日市場八

東京都大島町（太陽光、風力、地熱、地中熱）

- ・町を始めとする公有地や公共施設
- ※民間事業者などから事業計画の提案が行われた場合には、地域資源への影響を個別に確認し、事業予定地を促進区域として設定することを検討

神奈川県鎌倉市（太陽光）

- ・市が所有する公共施設（国・県・市の基準に示される区域・事項は除く）
- ※事業提案型等で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

神奈川県小田原市（太陽光）

- ・市街化区域内
- ※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区(営農を営むために必要とするものを除く。)、土砂災害特別警戒区域を除く
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

神奈川県厚木市（太陽光）

- ・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地
- ※住宅は厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定める居住誘導区域内

促進区域の設定状況（令和8年9月末時点） 関東・北陸地方



《関東地方》

長野県箕輪町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
 - ・産業団地
 - ・町が所有する土地
- ※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討

長野県南箕輪村（太陽光）

- ・村が所有する公共施設の屋根
 - ・村が所有する土地
 - ・産業団地
- ※未利用地、駐車場、ため池なども今後検討

長野県宮田村（太陽光）

- ・村が所有する公共施設の屋根
- ・村が所有する土地
- ・村内の工業団地
- ・耕作放棄地、未利用地、駐車場など

長野県飯綱町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・町が所有する土地

《北陸地方》

新潟県長岡市（太陽光）

- ・市が所有する公有地、公共施設
 - ・工業団地、産業団地
 - ・都市計画法第9条第11～13項に基づく準工業・工業・工業専用地域
 - ・長岡市立地適正化計画に定める「まちなか居住区域」等
- ※上記以外の区域で規模の大きい太陽光発電設備導入計画の相談があった場合は、個別に検討

新潟県佐渡市（太陽光、中小水力、バイオマス）

- ・佐渡市の公共施設及び市有地
- ・ゾーニングにより設定したエリア

富山県富山市（太陽光）

- ・ゾーニングを実施し、地すべり防止区域や景観まちづくり推進区域など市における「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外したエリア

富山県氷見市（太陽光）

- ・宇波地区における遊休地

富山県小矢部市（太陽光）

- ・国及び富山県の基準に基づく「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外した区域

福井県坂井市（太陽光）

- ・市内において産業導入地区に位置付けられている区域を中心に設定
丸岡玄女農工団地、丸岡舟寄農工団地、丸岡インターチェンジ工業団地、末政農工団地、丸岡内田舩田工業団地、福井県商工業団地、大味農工団地、坂井中部農工団地、池見農工団地、春江中部農工団地、春江北部農工団地、大牧農工団地、テクノポート福井

促進区域の設定状況（令和8年9月末時点） 東海・近畿地方



《東海地方》

岐阜県恵那市（太陽光）

- ・住宅の屋根上
- ・住宅以外の建物の屋根上

静岡県磐田市（太陽光）

- ・市の所有施設や未利用地

静岡県函南町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根又は土地
- ※事業者及び町民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

愛知県岡崎市（太陽光）

- ・建物の屋上や屋根及び自家消費するにあたり建物の敷地内の土地

愛知県稲沢市（太陽光）

- ・公共施設及び公有地

滋賀県湖南市（太陽光）

- ・住宅及び住宅以外の建物の屋根上（国・県基準で促進区域から除外すべき区域を除く）

滋賀県米原市（太陽光）

- ・米原駅周辺民生施設群の一部

京都府福知山市（太陽光）

- ・脱炭素まちづくりのコンセプトを含め、各ライフステージにおける主要な拠点である4つのエリアを選定
つつじが丘エリア、スポーツ拠点（三段池公園）、福知山公立大学、長田野工業団地（企業交流プラザ、長田野公園）
- ※周辺エリアや関連施設へ順次拡大

京都府綾部市（太陽光）

- ・公共施設の屋根
- ・公有地
- ・建築物の屋根

京都府亀岡市（太陽光）

- ・「再エネ導入促進ゾーニングマップ」において設定した白地エリア、公共施設（建物屋根）及び、保全エリアを除く農地、農業用ため池、市街化区域（建物屋根）

京都府京丹後市（太陽光）

- ・いさなご小学校、網野中学校、京丹後市火葬場、峰山中学校、網野南小学校、弥栄小学校、久美浜中学校の建物屋根、久美浜町甲山の一部（地上）、峰山町新町の一部（建物屋根）、網野町網野の一部（地上）

《近畿地方》

滋賀県長浜市（太陽光）

- ・市内全域における建築物の屋根上

滋賀県草津市（太陽光）

- ・災害時の拠点となる施設（公共施設、高校、大学等）や、市内事業者・団体の施設の建物の屋根、屋上及び敷地等
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

促進区域の設定状況（令和8年9月末時点）近畿・中国・四国地方



《近畿地方》

大阪府大阪市（太陽光、地中熱）

- ・市域全体
- ※太陽光発電については、大阪府基準における「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」を除く
- ※太陽光発電のうち、建築物及び工作物以外に新たに設置するもの（野立て）の区域に関しては、事業計画毎に個別に協議した上で設定

兵庫県加西市（太陽光）

- ・市内全域の建築物等の屋根上
- ・公共施設等（6か所）の敷地内の未利用地
- ・ゾーニングマップの「再エネ導入促進検討エリア内」に存在するため池
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

奈良県奈良市（太陽光）

- ・市が保有するすべての公共施設の屋根及び敷地

奈良県田原本町（太陽光）

- ・町が所有する太陽光発電設備が設置可能なすべての公共施設の屋根及び敷地

和歌山県日高川町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・町が所有する土地

《中国地方》

島根県美郷町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根の上
- ・町が所有する土地（未利用地）
- ・農地 ※農地または遊休農地・耕作放棄地へ太陽光発電設備を設置し、パネルの下部または側面などで営農を実施する場合

岡山県瀬戸内市（太陽光）

- ・市内の太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根及び屋上
- ・公共施設及び市有地
（ただし、「促進区域に含めない区域」は除く）
- ※事業者及び市民等から提案を受け、適切な計画と判断される場合、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

岡山県赤磐市（太陽光）

- ・市が所有する公共施設の屋根
- ※事業者・市民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

広島県東広島市（太陽光）

- ・公共施設群
- ※事業者・住民等から脱炭素化促進事業の申請があった場合、促進区域に設定することができるよう体制を構築中

《四国地方》

徳島県阿南市（太陽光）

- ・市が所有する公共施設の屋根
- ・市が所有する土地
- ※事業者及び市民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

愛媛県松山市（太陽光）

- ・空港周辺地域の一部、島しょ部地域の一部、市が所有する土地（未利用地）、菅沢町最終処分場、大西谷埋立センター、横谷廃棄物センター

愛媛県久万高原町（太陽光、中小水力、バイオマス）

- ・ゾーニングマップにおける促進エリア

促進区域の設定状況（令和8年9月末時点）九州地方



《九州地方》

福岡県福岡市（太陽光）

- ・建築物の屋根 ・公共用地

福岡県うきは市（太陽光、バイオマス）

- ・市が所有する公共施設の屋根や余剰空間
- ・市が所有する土地
- ・久留米・うきは工業団地
- ・その他、市が施策推進するために必要と認めるエリア

福岡県篠栗町（太陽光、小水力）

太陽光：再エネゾーニング報告書における促進エリア、促進エリア内の建物屋上
小水力：再エネゾーニング報告書における調整エリア

福岡県須恵町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
 - ・町が所有する土地
- ※事業者及び町民等からの提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

福岡県大木町（太陽光）

- ・公共施設
- ・その他、町が施策推進するために必要と認める施設

佐賀県唐津市（太陽光、風力、中小水力、 バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む）

- ・公共施設、公有地

熊本県熊本市（太陽光）

- ・公有地・公共施設：本庁舎、各区役所、全ての市立小学校・中学校・高校、配水池、消防署、企業局（病院・上下水道局・交通局）、指定管理者制度導入施設等
 - ・地区・街区：「熊本市市街化調整区域における産業立地型地区計画の運用基準」に基づき都市計画の決定を受けた産業用地
- ※令和8年3月以後、表記運用基準に基づく産業用地として新たに設定された区域がある場合には、促進区域として設定する

熊本県玉名市（太陽光）

- ・地区・街区：用途地域における工業地域

熊本県山鹿市（太陽光）

- ・公有地・公共施設：山鹿小学校、八幡小学校、鹿北小学校、菊鹿小学校、鹿本小学校、めのだけ小学校、山鹿中学校、鹿北中学校、菊鹿中学校、鹿本中学校、山鹿市民医療センター、各水源配水池
- ・地区・街区：用途地域における工業地域、山鹿市東部工業団地

熊本県菊池市（太陽光）

- ・地区・街区：工業団地

熊本県宇土市（太陽光）

- ・公有地・公共施設：本庁舎、支所、花園小学校、網田中学校
- ・地区・街区：用途地域における工業専用地域・工業地域、工業団地

熊本県合志市（太陽光）

- ・公有地・公共施設：本庁舎、各支所、全ての市立小学校・中学校、水道局（配水池・下水処理場）、給食センター施設等
- ・地区・街区：工業団地等

促進区域の設定状況（令和8年9月末時点）九州地方

《九州地方》

熊本県美里町（太陽光）

- ・地区・街区：工業用地

熊本県長洲町（太陽光）

- ・地区・街区：用途地域における工業専用地域

熊本県益城町（太陽光）

- ・公有地・公共施設：本庁舎、全ての町立小学校・中学校
- ・地区・街区：用途地域における工業地域、工業団地、産業用候補地

熊本県甲佐町（太陽光）

- ・公有地・公共施設：本庁舎、全ての町立小学校・中学校、甲佐町総合福祉センター、白旗福祉ふれあいセンター、龍野福祉ふれあいセンター、乙女高齢者福祉センター

熊本県山江村（太陽光、中小水力）

- ・土地型太陽光：村有地の一部
- ・営農型太陽光：川辺川の造成団地
- ・中小水力：万江川上流の主流

熊本県球磨村（風力）

- ・杣鼻山、秋払山周辺地域
- ・譲葉牧場、大関山、宮ノ尾山周辺地域（計画中の風力発電の周辺地域）

宮崎県串間市（太陽光）

- ・市内の太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根及び屋上並びに公共施設及び市有地
- ※事業者、市民等から提案を受け、適切な計画と判断される場合は個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

鹿児島県鹿屋市（太陽光、太陽熱）

- ・市が所有する公共施設の屋根
- ・市が所有する土地
- ※事業者及び市民からの提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

鹿児島県霧島市（太陽光）

- ・市が所有する公共施設の屋根
- ・市が所有する土地
- ※事業者及び市民等からの提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

鹿児島県長島町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根または土地
- ※事業者及び町民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

鹿児島県知名町（太陽光）

- ・上城地区